

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等設置要綱

（目的）

第1条 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（以下、県民会議という。）の趣旨に賛同し、安全なまちづくりをめざした取組をすすめる県内の事業所や団体などを「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等（以下、協賛事業所等という。）として登録し、「なくそう犯罪」滋賀総ぐるみ運動の一層の推進を図ることを目的とする。

（活動）

第2条 協賛事業所等は、前記目的のため、別紙にかかげる防犯にかかる活動などを継続的に実施する。

（連携）

第3条 前条の活動にあたっては、行政や警察などの地域の機関や地域住民などと連携を密にして、防犯にかかる活動を展開する。

（協力）

第4条 県民会議は、協賛事業所等の活動に関して情報提供などの協力を行う。

（名称の変更）

第5条 協賛事業所等は、事前に県民会議へ届出の上、県民会議の名称を活動などに使用することができる。

（登録）

第6条 協賛事業所等の申請（別記様式1）に基づき、県民会議事務局において審査の上、県の「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくりホームページに、協賛事業所等として登録掲載するとともに、結果について通知する。

（活動の報告）

第7条 協賛事業所等は、活動に関して1年間の結果報告書（別紙様式2）および翌年の活動計画（別紙様式3）を県民会議に報告する。

（活動の掲載）

第8条 県民会議は、前記活動の報告などについて、県の「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくりホームページで紹介する。

（登録の解消）

第9条 本要綱の趣旨にそぐわない場合には、登録を取り消すことができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県民会議が別に定める。

付則

この要綱は、平成19年2月7日から施行する。

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

別紙

防犯にかかる取組

1 地域における活動

- (1)パトロール活動
- (2)犯罪防止につながる清掃活動、落書き消し活動
- (3)駐輪場などでの自転車の整理整頓活動
- (4)防犯灯の清掃活動
- (5)通学路・公園などの防犯上の改善
- (6)子どもの見守り活動
- (7)子ども110番の店としての活動
- (8)その他、これらに類する活動

2 啓発活動

- (1)社内広報誌や販促チラシなどへの防犯情報の掲載
- (2)新聞や広告などを利用した啓発
- (3)テレビ・ラジオ放送、車両広告（車外看板・ラッピング・車内貼等）を利用した啓発
- (4)ポスター掲出等を利用した啓発
- (5)街頭や店内におけるチラシ配布などの啓発
- (6)事業所のイベント等における啓発
- (7)その他、これらに類する活動

3 防犯に関する講習会など

- (1)地域に対する防犯講習会・講座
- (2)防犯部品・備品などの展示会や説明会
- (3)その他、これらに類する活動

4 地域の自主防犯活動団体への支援

- (1)防犯活動への人的支援
- (2)防犯活動への物的支援
- (3)その他、これらに類する活動

5 その他、安全なまちづくりに関する必要な活動

- (1)防犯器具の配布
- (2)防犯冊子の作成・配布
など

ただし、事業所等の業務に基づいた訓練など、必然的な活動を除く。